

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）
※本文のみ

改 正	現 行
<p>制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">最終改正 令和 5 年 3 月 31 日 国自安第 154 号 国自旅第 572 号 国自整第 278 号</p>	<p>制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">最終改正 令和 4 年 12 月 28 日 国自安第 122 号 国自旅第 380 号 国自整第 211 号</p>

第 24 条 点呼等

(1) **業務**前、**業務**途中及び**業務**後の点呼等の実施（第 1 項から第 3 項まで）

① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で**業務を**開始又は終了するため、**業務**前点呼又は**業務**後点呼を**運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）**が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と当該車庫を所管する営業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条第 1 号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成 3 年運輸省告示第 340 号）第 1 項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であって、**運転者等**が営業所以外の地で**業務**を開始又は終了することとなることにより、**業務**前点呼又は**業務**後点呼を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施するよう指導すること。

第 24 条 点呼等

(1) **業務**前、**業務**途中及び**業務**後の点呼等の実施（第 1 項から第 3 項まで）

① 「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で**業務が**開始又は終了するため、**業務**前点呼又は**業務**後点呼が**乗務員**が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいい、車庫と当該車庫を所管する営業所が離れている場合、早朝・深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は「運行上やむを得ない場合」には該当しない。

ただし、一般乗合旅客自動車運送事業及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 号による許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業について事業用自動車の車庫が営業所から「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条第 1 号の規定に基づき運輸大臣が定める地域及び運輸大臣が定める距離」（平成 3 年運輸省告示第 340 号）第 1 項の表の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄中ただし書きに掲げる距離にある場合であって、**乗務員**が営業所以外の地で**業務**を開始又は終了することとなることにより、**業務**前点呼又は**業務**後点呼を所属する営業所において対面で実施できない勤務となる場合は、「運行上やむを得ない場合」として取り扱って差し支えないが、運行の安全を確保するうえで、対面による点呼が重要であることから、運行管理者等を派遣するなどできる限り対面で実施するよう指導すること。

また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離

- また、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導すること。
- ②「その他の方法」とは、携帯電話、業務無線等により運転者等と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。
また、電話その他の方法による点呼を運転中に行ってはならない。
- ③「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼の他、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を隨時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法をいう。
- ④③に規定する「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、次のいずれにも該当する旅客自動車運送事業者の営業所をいう。なお、同一営業所で複数の旅客自動車運送事業を行う場合には、国土交通大臣が定めた方法による点呼を行うこととする事業ごとに、当該事業について次のいずれにも該当するか否かを判断することとする。
- (i) 開設されてから3年を経過していること。
- (ii) 過去3年間所属する旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。
- (iii) 過去3年間自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分又は警告を受けていないこと。
- ④「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随时確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。

- (ii) 過去3年間所属する旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者等が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと。
- (iii) 過去3年間自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分又は警告を受けていないこと。
- ⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。
- (i) 営業所と当該営業所の車庫間又は営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間で行う点呼（以下「旅客IT点呼」という。）の実施方法
- ア 運行管理者等は、旅客IT点呼を行う営業所（以下「旅客IT点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する旅客IT点呼機器（旅客IT点呼において使用する機器をいう。以下同じ。）を使用し旅客IT点呼を行うものとする
- イ 運転者等は、旅客IT点呼実施営業所の車庫において、当該営業所で管理する旅客IT点呼機器を使用し旅客IT点呼を受けるものとする。
- (ii) 旅客IT点呼を実施する場合における運輸支局長等への報告関係
- ア～ウ （略）
- (iii) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
- ア 遠隔点呼を実施しようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定期の原則10日前までに別紙3の届出書を提出するよう指導すること。
- イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、遠隔点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙4の届出書を提出するよう指導すること。
- ウ 遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙5の届出書を提出するよう指導すること。
- (iv) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項
- 業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器

認定要領（令和5年3月31日付 国自安第160号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

- (v) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
- ア 業務後自動点呼を実施しようとする事業者は、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則 10 日前までに別紙6の届出書を提出するよう指導すること。
- イ 提出した届出書の記載内容を変更しようとする事業者には、変更の実施に先立ち、業務後自動点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙7の届出書を提出するよう指導すること。
- ウ 業務後自動点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該点呼を実施している営業所を管轄する運輸支局長等に別紙8の届出書を提出するよう指導すること。

(6)・(7) (略)

(8) 「夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等」とは、運行指示書上、実車運行（旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。以下同じ。）する区間の距離が100kmを超える夜間運行（実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻が午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。）を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等をいい、交替運転者が当該事業用自動車に添乗している場合は当該交替運転者を含む。

(2) (略)

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等（第5項）

① 業務前点呼

イ (略)

ロ. 運転者等の氏名

ハ. 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

二～ヌ (略)

ヘ. 運転者の酒気帯びの有無

ト～ヌ (略)

(6)・(7) (略)

(8) 「夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者」とは、運行指示書上、実車運行（旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。以下同じ。）する区間の距離が100kmを超える夜間運行（実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻が午前2時から午前4時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。）を行う事業用自動車に乗務する運転者をいい、交替運転者が当該事業用自動車に添乗している場合は当該交替運転者を含む。

(2) (略)

(3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等（第5項）

① 乗務前点呼

イ (略)

ロ. 運転者名

ハ. 乗務する事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

二～ヌ (略)

ヘ. 酒気帯びの有無

ト～ヌ (略)

② **業務**後点呼

イ (略)

口. **運転者等の氏名**

ハ. **運転者等が従事した運行の業務に係る**事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ～ト (略)

ト. **運転者の酒気帯びの有無**

チ. 交替**運転者等**に対する通告

リ (略)

③ **業務**途中点呼

イ (略)

口. **運転者等の氏名**

ハ. **運転者等が従事している運行の業務に係る**事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ～リ (略)

② **乗務**後点呼

イ (略)

口. **運転者名**

ハ. **乗務する**事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ～ヘ (略)

ト. **酒気帯びの有無**

チ. 交替**運転者**に対する通告

リ (略)

③ **乗務**途中点呼

イ (略)

口. **運転者名**

ハ. **乗務する**事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

ニ～リ (略)

附 則（令和4年12月28日付け国自安第122号、国自旅第380号、国自整第211号）

改正後の通達は、令和4年12月28日から施行する。

附 則（令和4年12月28日付け国自安第122号、国自旅第380号、国自整第211号）

改正後の通達は、令和4年12月28日から施行する。

(新設)

(施行期日)

1. 改正後の通達は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この通達の施行の際現に、遠隔点呼実施要領（令和3年12月27日付 国自安第137号 国自旅第393号 国自貨第91号）VI又は乗務後自動点呼実施要領（令和4年12月20日付 国自安第116号）第3章IVの規定により運輸支局長等に対してされている遠隔点呼又は乗務後自動点呼の実施等に係る申請又は届出は、この通達の施行後は、この通達による改正後の相当規定に基づいて、運輸支局长等に対してされた届出とみなす。

- 3 この通達の施行の際現に、自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた実証実験実施要領 IT 点呼（遠隔点呼）編（令和3年3月 国土交通省自動車局安全政策課）の規定に基づき、遠隔点呼を実施している事業者については、この通達による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。